

学生割引制度 適用申請書

(新規入会者用)

協会使用欄		
承認	証明書類	記載内容

西暦 年 月 日①		
特定非営利活動法人 (NPO 法人) 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 行 会員規程第4条2項の規定について適用を受けたいので、本申請書の下段に記載された内容を承諾したうえで、証明書類とともに申請します。		
フリガナ②		生年月日(西暦)④
氏名③		年 月 日
連絡先⑤	※日中に連絡のつく携帯電話など	
フリガナ⑥		学年⑧
学校・学部 ・課程名⑦		記載日現在 年生
①～⑨まで もれなく正しく記入してください。		卒業・修了見込 (西暦)⑨ 年 月 予定

- ※ 1. 本申請書類の提出により適用される事項は次の2つに限られます。
- ① 「会員登録申請書」を協会が不備なく受理することにより発生する「入会金を免除」すること
 - ② 「会員登録申請書」を協会が不備なく受理することにより発生する「初年度の年会費を半額」とすること
- ※ 2. 入会の次年度以降も本制度の適用 (年会費を半額とすること) を受けたい場合には、引き続き会員規程に定める学生であり、かつ、定められた期限までにあらためて必要書類 (専修学校在学の方は、在学証明書に在学されている課程の記載が必要となります) とともに協会へ申請することが必要です。学生でなくなった場合はもちろんのこと、定められた期限までに協会への申請を行わなかった場合には、年会費の割引を受けることができず、通常の年会費(12,000円)が発生します。また、後日の申請や返金なども一切受け付けることはできません。

※協会使用欄

会員種別	一般	AFP	CFP	会員番号							
受理日	年	月	日	処理日	年	月	日				